

## 別表六の二(一)

### 「連結事業年度における所得税額の控除に関する明細書」

#### 1 この明細書の用途

この明細書は、連結法人が当期中に支払を受ける利子及び配当等並びに懸賞金等及び償還差益につき課された所得税の額について、法第81条の14(連結事業年度における所得税額の控除)の規定により当期の連結所得に対する法人税の額からその所得税の額の控除を受ける場合(復興財源確保法第33条第2項(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)の規定により復興特別所得税の額を所得税の額とみなして適用する場合があります。)に使用します。

#### 2 記載の手順

この明細書は、まず、中段の「剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配(みなし配当等を除く。)、集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託を除く。)の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算」及び下段の「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」の各欄(「7」から「21」までを記載し、次に上段の各欄(「1」から「6」まで)を記載します。

下段の「個別帰属額の計算」の各欄には、令第155条の44(連結法人税額から控除する所得税額の個別帰属額の計算)の規定により各連結法人に帰せられる金額について、各連結法人ごとに別葉に記載します。

#### 3 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項
「集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託を除く。)の収益の分配3」	証券投資信託の収益の分配の額のうち、措置法第68条の103第1項(特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例)に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額がある場合には、その額を上段に内書として記載します。	
「その他5」	所得税法第174条第3号から第10号まで(内国法人に係る所得税の課税標準)に規定する給付補填金、利息、利益、差益、利益の分配及び賞金の支払を受けた場合並びに懸賞金等の額及びみなし配当等の額がある場合に、それらの金額を記載します。	下段の「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」がこの内訳となります。
「収入金額①」の各欄	当期中に支払を受ける金額(所得税及び復興特別所得税込みの金額をいい、利子等については当期末までにその利払期の到来しているものに、配当等についてはその支払のために通常要する期間内に支払を受けることが見込まれるものに限りません。以下同じです。)を記載します。	
「①について課される所得税額②」の各欄	当期中に支払を受ける金額について課される所得税及び復興特別所得税の額を記載します。	

欄	記載要領	注意事項
<p>「②のうち控除を受ける所得税額③」の各欄</p>	<p>(1) 「公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託の収益の分配並びに特定目的信託の社債的受益権の金銭の分配1」及び「その他5」には、「①について課される所得税額②」の金額をそのまま記載します。</p> <p>(2) 「剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配(みなし配当等を除く。)2」、「集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託を除く。)の収益の分配3」及び「割引債の償還差益4」には、「剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配(みなし配当等を除く。)、集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託を除く。)の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算」の「個別法による場合」又は「銘柄別簡便法による場合」のいずれかの方法により計算した配当等の計算期間のうち元本を所有していた期間に対応する部分の額のそれぞれの合計額を記載します。</p>	<p>仮決算による連結中間申告により法第81条の29第1項((所得税額の還付))又は第133条第1項((更正等による所得税額等の還付))の規定による還付金がある場合において、その仮決算による連結中間申告に係る連結事業年度の連結確定申告をするときは、これらの還付金の額に相当する金額を「計6」の「②のうち控除を受ける所得税額③」の上段に内書として記載します。この場合において、法第81条の14第2項((連結事業年度における所得税額の控除))に規定する連結子法人があるときの連結親法人にあつては、連結離脱還付金額(その還付金の額にその仮決算による連結中間申告における別表六の二(一)「6」の「③」の金額のうちにその仮決算による連結中間申告における同項に規定する連結子法人の同表「(22)」の金額の合計額の占める割合を乗じて計算した金額をいいます。)を「個別帰属額22」欄の上段に外書として記載します。</p>
<p>「剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配(みなし配当等を除く。)、集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託を除く。)の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算」の各欄</p>	<p>配当等の計算期間のうち元本を所有していた期間に対応する部分の額の計算について、令第155条の26第2項((種類、銘柄及び元本の所有期間の異なるものごとに、個別に計算する方法))の規定の適用を受ける場合には「個別法による場合」の各欄を、同条第3項((元本の増加分について所得税額の2分の1を控除する簡便計算法))の規定の適用を受ける場合には「銘柄別簡便法による場合」の各欄を、それぞれ記載します。</p>	<p>銘柄別簡便法による場合には、①株式及び出資(特定公社債等運用投資信託の受益権及び社債的受益権を除きます。)と②集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除きます。))の受益権の2グループに区分し、さら</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
		<p>にその元本をその配当等の計算の基礎となった期間が1年を超えるものと1年以下のものとの区分し、その区分に属する元本の全てについて、その銘柄ごとに、簡便計算法を適用することになります。</p> <p>なお、国内追加型投資信託とそれ以外の投資信託は別のグループに区分することができます。</p>
<p>「所得税額8」、「各連結法人の所得税額の合計額14」及び「控除を受ける所得税額21」の各欄</p>	<p>当期中に支払を受ける金額について課される所得税及び復興特別所得税の額を記載します。</p>	
<p>「配当等の計算期間9」及び「(9)のうち元本所有期間10」</p>	<p>配当等が令第140条の2第1項第1号(法人税額から控除する所得税額の計算)に規定する剰余金の配当若しくは利益の配当若しくは剰余金の分配又は金銭の分配(以下「剰余金配当等」といいます。)である場合には、その剰余金配当等(以下「判定対象配当等」といいます。)の直前にその判定対象配当等を支払う法人から受けた剰余金配当等の支払に係る基準日の翌日からその判定対象配当等の支払に係る基準日までの期間を「配当等の計算期間9」に記載します。</p> <p>月数は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。</p> <p>なお、設定により取得した国内追加型投資信託については、これらの欄の記載を省略し、「所有期間割合11」に、「1.000」と記載して控除を受ける所得税額を計算してください。</p>	
<p>「各連結法人の配当等の計算期末の所有元本数等の合計15」及び「各連結法人の配当等の計算期首の所有元本数等の合計16」</p>	<p>口数の定めがない出資については所有元本の金額により、その他のものについては所有元本の数により記載します。</p>	
<p>「<math>\frac{(15)-(16)}{2}</math>又は12」 17」</p>	<p>次の場合に応じ、次により記載します。</p> <p>(1) 配当等の計算期間が1年以下であるものの元本の場合……<math>\frac{(15)-(16)}{2}</math>又は12</p> <p>(2) 配当等の計算期間が1年を超えるものの元本の場合……<math>\frac{(15)-(16)}{2}</math>又は12</p>	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「その他に係る控除を受ける 所得税額の明細」の各欄	<p>所得税法第174条第3号から第10号までに規定する給付補填金、利息、利益、差益、利益の分配及び賞金の支払を受けた場合並びに懸賞金等の額及びみなし配当等の額がある場合に、それらの金額の内訳を記載します。この場合、「参考」には、賞金、給付補填金、利息、利益、差益、利益の分配、懸賞金付預貯金等の懸賞金等、みなし配当等の別、源泉徴収された所得税額を証明する書類の有無、その他控除税額の計算について参考となるような事項を記載します。</p>	<p>この欄に記載しきれないときは、その明細をこの内訳の様式により別紙に記載して添付してください。</p>
「個別帰属額の計算」の各欄	<p>当期の連結所得に対する法人税の額から控除される所得税の額（復興財源確保法第33条第2項の規定により所得税の額とみなされる復興特別所得税の額を含みます。）のうち、各連結法人に帰せられる金額について、連結法人ごとに記載します。この場合、「配当等以外に係る控除を受ける所得税額のうち当該連結法人に帰せられる所得税額<sup>26</sup>」は、「公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託の収益の分配並びに特定目的信託の社債的受益権の金銭の分配<sup>1</sup>」及び「その他<sup>5</sup>」の「②のうち控除を受ける所得税額<sup>3</sup>」の金額のうち、各連結法人に帰せられる金額を銘柄等ごとに記載します。</p>	<p>この欄に記載しきれないときは、その明細をこの内訳の様式により別紙に記載して添付してください。</p>

#### 4 根拠条文

法81の14、令155の26、措置法3の3⑤、6③、8の3⑤、9の2④、41の9④、41の12④、41の12の2⑦、措置法令26の10③、26の11、措置法規則19の4②～④、復興財源確保法33②、復興特別所得税令13②